第１１３号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

損害賠償の額の決定について

南エリア中学校給食センター地下式調整池の機能不足による道路冠水の発生に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

1	事故発生年月日	２０２５年9月１１日及び２０２６年8月１３日
2	事故発生場所	東京都町田市南成瀬七丁目１５番先
3	事故の概要	南エリア中学校給食センターの地下式調整池の排水機能不足が原因で、集中豪雨の際に上記場所の前面道路において、道路冠水が発生した。被害者が営業する店舗に道路から雨水が流れ込み、床上浸水した。その結果、被害者が営業する店舗の内装、電気機器類が損傷するとともに、復旧や工事に伴い休業による損失が生じた。
4	事故の種別	物損事故
5	被害者の住所	
6	被害者の氏名	
7	損害賠償の額	８，６９３，３３２円